

議案第40号

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

伊賀市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（平成24年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「急傾斜地崩壊対策事業（）」の次に「既に設置された同法第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の修繕、改造又は更新を行うものを除く。」を加える。

第6条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。